

千客万来施設事業用地（5街区）を活用した賑わい創出事業の実施方針の概要

1 事業目的

千客万来施設が整備されるまでの間、暫定事業として、豊洲市場を訪れる国内外の観光客や地域住民が市場の食材に身近に接することができる多様な店舗を配置した「場外マルシェ」の設置・運営を行い、にぎわいを創出することを目的とする。

2 敷地

東京都市計画事業豊洲土地地区画整理事業地区内5街区の一部

面積 3,035.79 m²（換地処分及び実測の結果、数値に増減があった場合は、それによる。）

3 事業手法

- 本件所有地を公募型プロポーザル方式により選定した民間事業者にも所有地を貸し付け、民間事業者のノウハウを活かした「場外マルシェ」を設置・運営する。

4 民間事業者を求める施設の設置・運営

- ① 食の魅力を発信するための飲食・物販店舗等を設置・運営することを必須条件とする。なお、飲食・物販店舗等は20～30店舗以上とすること。
- ② ①のにぎわい創出に寄与する集客力の高い商業・観光施設を設置・運営することができるものとする。
- ③ ①及び②の飲食・物販店舗等は、平成32年（2020年）1月に運営を開始すること。
- ④ 飲食・物販店舗等の来場者が使用可能な自転車駐輪場を確保すること

※ 民間事業者は、施設設置等に係る経費について、別途都が検討している補助制度を利用することが可能

5 事業期間

事業想定期間は、契約締結の日から、千客万来施設（6街区）が運用開始する予定の平成35年（2023年）3月までとする。なお、当該期間には本施設建設工事及び本施設除却工事等の原状回復期間を含みます。

6 貸付料

貸付料については、別途評価し決定した金額を最低基準価格とし、公募型プロポーザル方式により選定した民間事業者が提案した金額

7 今後のスケジュール（予定）

平成31年（2019年）1月頃	募集要項等の公表
平成31年（2019年）4月頃	事業予定者の決定
平成31年（2019年）5月頃	基本協定書の締結
平成31年（2019年）6月頃	一時貸付契約の締結